東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 開催に向けた環境整備等について
- (1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組みへの財政措置を含めた支援を行うこと。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組みを制度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。

- (2)選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言 語対応及びボランティアの育成等を推進すること。
- (3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進するとともに、地域において障害者がスポーツに参加できる環境づくりを進めるための具体的な支援策を講じること。
- (4) 治安対策について万全を期すること。
- (5) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。
- (6) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

- (7) ホストタウン登録を希望する都市自治体に対し、事前キャンプ地の誘致が難しい場合でも交流事業が行えるよう、来日する選手等との交流について情報提供等の支援を行うこと。
- (8) IOC (国際オリンピック委員会)とWHO (世界保健機関)が推進するスモーク・フリー・オリンピックについて、喫煙者・非喫煙者双方に配慮しつつ、適切な対応を図ること。
- 2. 開催に向けた施設整備等について
- (1)日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

また、事前キャンプ地の施設整備について、基準を充たした万全のものとする

ため、財政支援を拡充すること。

- (2)選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。
- (3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。
- (4) 歴史的風致の維持向上のための財政支援制度を創設するとともに、歴史的遺産の保存・伝承に対する支援制度の拡充を図ること。
- (5) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。 また、地域スポーツ施設の改修や機能向上等について、地域の実情を踏まえた 十分な財政措置を講じること。
- (6) 感染症対策について、万全を期するため、予防・防止・研究等のための対策を 充実すること。
- (7) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設 整備に対する支援制度の拡充を図ること。